

令和 8 年度 稲沢市地域自立支援協議会 第 1 回 権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】令和 8 年 6 月 18 日（木）午後 2 時～午後 3 時 40 分

【場 所】稲沢市役所 東庁舎 1 階 会議室 8

【出席者】権利擁護推進部会委員 6 名 事務局 6 名

【欠席者】なし

あいさつ

部会長 先日の運営会議で、特別支援学校の授業時間変更に伴い、帰りのスクールバスの運行が変更になったことで、学校に通えない状態が発生しているお子さんが 2 名いらっしゃると聞いた。多くのお子さんは、授業後に放課後等デイサービスに通うが、そのお子さんたちは、障害が重く、なかなか受け入れ先がない。そのままは良くないのではないかと学校に話しても、あまり危機感がなくがっかりした。県教育委員会に相談もしていないらしく、残念だ。子どもの権利も守られていないと感じた。

1 協議事項

（1）障害者虐待事案の対応検証 事務局から説明

1) 虐待ケースの報告

委員 A No.3 で父親が本人に服薬させないとあるが、理由は調査中か。

事務局 精神科から出ている薬が劇薬だとして、薬を服用すると生活に支障をきたすのではないかと父が判断し、グループホームから自宅へ帰省した際に、本人に薬を飲ませなかった。それは虐待なのではないかという相談内容だった。本人に聞き取りをし、対応を考えていく予定。

委員 A 薬に対しての偏見があるように感じる。正しく服薬すればいい薬が多いので、ご両親が服薬管理を意識されていないのは残念だ。

部会長 No.27 について、職員には暴力で対処しないように話しているが、突然、利用者が職員に覆いかぶさってくるので苦慮している。様子がおかしいと思ったら安定剤を服薬することになっているが、すぐには効かないのでむずかしい。

委員 B 令和 8 年度の No.1 について、トイレの問題は自分の施設でもある。利用者がトイレに入る時にはタイマーを渡し、鳴ったら出てきてねと話したり、トイレットペーパーごと流してしまう人にはなるべく細めのトイレットペーパーを渡したりして、いろいろ対策している。彼らにとっては一人になれるいい場所なのかなとも思う。

委員 A トイレをめぐる問題は非常に多い。グループホームでは一つのトイレを数名で使う場合が多く、利用者同士でもトラブルになりやすい。グループホームを作る際は、必要以上にトイレの数を増やすこと、汚れてもすぐ掃除できるような工夫が必要だ。合理的配慮の範疇に入るのではないか。

事務局 差別解消法における、環境整備に該当すると思われる。

委員 A 環境整備がないと、グループホームの入居者も大変だと思う。障害の重いかたと軽いかたで入居していると、軽いかたのストレスは、一人でいるよりも大きいと思う。

2) その他

・養護者に向けた、虐待防止（権利擁護）に関する取り組みについて 事務局から説明

委員 A 虐待防止を中心にした家族教室を行うということか。

事務局 運営会議でも、あまり虐待防止を前面に出さないほうがいいという意見が出ており、虐待はだめという趣旨にはならない。

委員 A 虐待防止というより、病気を正しく理解し、どのような対応をしていくかを考えるための家族教室にするというのではないか。

部会長 もともとそういう趣旨でこの家族教室事業の案は立ち上がっている。ただ、権利擁護推進部会としては、正しく理解したら虐待はなくなるのではないかということ、表面には出さないが期待するものである。どう接したらいいかと悩まれることを、お互いに話し合うことは効果的なので、こういう機会を設ける。

委員 C 案の開催回数の2回というのは、1人が2回とも参加できるということなのか。それとも1人1回までしか参加できないのか。今の話を聞くと、家族はその時、目の前にある問題を相談したいと思う。1回のみでは足りない場合があると思う。

委員 A 1回は足りないと思う。興味が出たら家族会や親の会に参加してもらえるといい。

委員 B これは別々にやるのか。

事務局 詳細までは決まっていない。

委員 B 土曜日にやるのか。それとも平日か。

事務局 平日を予定している。それぞれの障害に分けて1回ずつ行うということはどうか。

委員 A 我々の会で行う家族学習会は9月末から12月にかけて5回行っている。家族学習会を経験した受講者に来ていただき、体験を話してもらってもいいかもしれない。

部会長 会に入らず、悩んでいるかたがいるのは間違いないと思う。初めの一步でこういう事業から家族会などにつながっていただけるといい。

委員 A 精神障害の場合、本人も家族も障害を隠すことでストレスが溜まることがある。

事務局 回数や定員は異議なしということで進めていいか。（異議なし）

委員 A 9月に初回の家族学習会があるので、よければ見学に来てほしい。

（2）障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み（地域における理解促進等）

1) ケース報告

【No.1：地域でのケース、No.2：就労におけるケース】

委員 A No.1のケースについて、配慮が足りないのではないか。会のかたにも障害を理解していただきたい。

No.2 のケースは、給料について市で受け付けるべきか。企業が人材評価制度をしつかりやり、働く側に正当な賃金が出るよう努力しないと、問題は出てくると思う。

委員 C No.1 のケースについて、会の人たちがもう少し協力的な態度を示していれば、このようにはならなかったのではないか。話を聞いてもらえてよかったということで終了しているので、解決してほしいのではなく、話を聞いて理解してほしい、分かってほしい、ということだから、会のなかにそういうかたがいてくれたら、何とかなったのではないか。

委員 D 皆、役をやりたくないのが本音だと思う。

委員 A 協力して楽しくやるという関係づくりをしないと、こういう話になってしまうのではないかと思う。

委員 B No.2 について、自分のまわりにも、一般就労が決って正社員だと思ったらそうではなかったというかたが2名ほどいる。現実はなかなか厳しい。

部会長 障害者の雇用は正社員とは限らない。能力の問題で給料への反映がむずかしい部分はあると思う。

委員 A 逆を言えば、障害者割引や税金の優遇などもある。全く同じようには生活できない。

2) 周知啓発等について 事務局から報告

(8年度の障害者差別解消法の周知について報告) ➡疑義等なし

(3) 性に関する取り組み

・講座事業について 事務局から報告

(8年度の性・コミュニケーション講座の申込状況等について報告) ➡疑義等なし

2 その他

・手話リンクについて

事務局 6月から市で手話リンクというものを開始した。聴覚障害のあるかたが対象となるものであるが、障害者差別解消法における環境整備のひとつとして報告させていただく。